

離婚公正証書作成依頼シート【記入方法】

「注意事項」

1. お名前、住所の欄には、住民票記載通りのお名前、住所を記載してください。
2. はい いいえ や 夫 or 妻など選択する欄はどちらかを○で囲んでください。
3. 平成()年()月()日の欄には、日付を書き込んでください。
4. ()万円の欄には、金額を書き込んでください。
5. 夫()割 妻()割の欄には、負担割合を書き込んでください。
(ただし、負担割合が夫婦どちらが全て負担する場合は記入不要です。)
6. 該当がない項目や取り決めをしない項目については、記入漏れと誤解しないように左側の枠内の「……について」に×印をしてください。

「各項目の解説」

1. 依頼者について	担当公証人と直接やり取りする方の連絡先をご記入ください。
2. 配偶者について	離婚をする元配偶者をご記入ください。
3. 親権について(第1子)	第1子のお子様のお名前、生年月日、親権が夫もしくは妻どちらになるかも○で囲んでください。
4. 親権について(第2子)	第2子のお子様のお名前、生年月日、親権が夫もしくは妻どちらになるかも○で囲んでください。
5. 親権について(第3子)	第3のお子様のお名前、生年月日、親権が夫もしくは妻どちらになるかも○で囲んでください。
6. 親権者が亡くなった場合の子どもの面倒について	
※ 文面を入れると生存している実親が、親権取得を家庭裁判所に申し立てることができます。	親権者が亡くなった場合、自動的に、元配偶者が親権者となりません。未成年後見人選任の審判か家庭裁判所による親権者変更の審判が必要になります。その際に、親権者の実親が親権取得を訴えることができる文言になります。

7. 養育費について	<p>養育費については、裁判所基準の養育費算定表に基づいた計算サイトなどを参考にしてください。</p> <p>(養育費算定表に基づいた計算機/弁護士実務 http://www.asahi-net.or.jp/~zi3h-kwrz/law2chspcal.html)</p>
<p>8. 進学規定</p> <p>子どもが18歳時、大学や専門学校進学希望した場合、学校卒業まで延長する条件をについての合意内容です。大学進学等は費用負担が多いので、あらかじめ諸条件を決めておくものです。</p>	
<p>9. 見直し規定(減額、打ち切りではなく、再度の話し合いを設けるための規定)</p> <p>想定できるケースとして、再婚の場合があります。高所得者との再婚や連れ子がある方との再婚など、相手方の経済状態に著しい変化があることを想定します。はいいいえいずれかを○で囲みます。</p>	
10. 養育費の振込み手数料について	<p>養育費の振込みは月額制の場合がほとんどです。1回ごとは小額とはいえ、総額では数万円になる方もいます。ネット銀行などの場合は、振り込み手数料はかかりませんので、ネット銀行を利用しましょう。ただし、回数制限がありますので、振り込み手数料が発生する場合に備えて決めておく方もいらっしゃいます。</p>
11. 支払者の死亡リスクについて	<p>養育費支払者が亡くなった場合に備えて、死亡保険を加入するか？否か？の規定になります。徐々に保険金が減っていく逓減型の生面保険を加入することにより養育費総額の減少に対応できます。</p>
12. 治療費について	<p>子どもの万が一の病気・怪我の費用負担の規定になります。あらかじめ決めておくことにより、万が一のときの費用負担で揉めることがなくなります。</p>
13. 監護権について	<p>監護権と親権を別にするケースはほとんどありません。別にした場合、子どもと一緒に住んでいる監護権者が子どもの重要な決定を親権者に判断を委ねる必要があるケースがあります。</p>

14. 慰謝料について	慰謝料がある場合についての支払いの規定です。
15. 不倫の慰謝料について	不倫に基づく慰謝料がある場合の不倫相手を連帯保証人にするか否かの規定です。
16. 財産分与 預金、証券について	財産分与についての支払いの規定です。
17. 財産分与 不動産について ※登記費用： 物件評価額の0,05%が目安（税金、司法書士代）	財産分与のうち、不動産についての規定です。不動産については、住宅ローン残がある場合については、念のため住宅ローンの支払者がどちらなのかも記載すべき事項になります。※住宅ローン債権者の金融機関との契約書があるため、債権者・債務者ははっきりしているが、トラブル防止の観点から、公正証書にも記載しておくべき事項です。
18. 学資保険について	学資保険を加入していた場合、契約者をするか、否かの規定です。
19. 生命保険について	契約者・被保険者が相手方になっている生命保険契約は相手方の自由意志で契約変更・解約が可能です。あらかじめ契約変更できない旨の規定です。
20. 面会交流について	面会交流の詳細規定です。
21. 面会交流を拒否できる場合を具体的に入れますか？ (子どもの様子を見た親権者の判断で面会交流を拒否できます。)	
	面会交流を拒否できる事由についての規定です。
22. 包括清算条項について	本公正証書原案に取り決めた以外の請求は双方一切できなくなる規定です。
23. 期限の喪失事項について	この条項を入れると、はい に○をつけた事情が発生した場合、金銭債権(養育費、財産分与、慰謝料)の支払期限が到来する前に督促ができることを約束することになります。法的強制力を伴った手続きができます。

24. 通知義務について	支払者の属性に変更があった場合の通知義務の規定です。
25. 年金分割について	年金がある場合の分割規定になります。
26. 離婚届提出予定日について	離婚届の提出日がある場合はご記入ください。
27. 公正証書作成の費用負担について	公正証書作成費用は公証役場でお支払いします。公証役場の HP で手数料一覧で確認できます。
<ul style="list-style-type: none"> ・その他公証人へのご質問、ご要望 ・本チェックリスト以外で特に入れたい文面等がございましたら、こちらの余白スペースにご記入ください。 	
<p>離婚の取り決めで公証人に相談したいことなどあれば、あらかじめ箇条書きで構いませんので、記入されることをお勧めします。</p>	

お客様連絡先	公証人と離婚公正証書原案の確認や作成日などの連絡をする際に必要になります。ご記入ください。
--------	---